いじめ防止基本方針(本牧中学校)

平成26年3月25日策定 令和5年3月24日改定

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる おそれがあることに鑑み、生徒の尊厳を保持するために定められた「いじめ防止対策推進法」及 び「横浜市いじめ防止基本方針」に則り、本校の基本方針を次のように定めます。

1 基本認識と基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とします。(法第二条)

(2)組織

- いじめ防止等の対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- 委員会は、校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭で構成します。
- 委員長は校長、いじめ防止対策主任を生徒指導専任とします。
- ・必要に応じ、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)などの心理や福祉の専門家を加えることとします。
- 教育委員会や、警察及び児童相談所等の関係機関との連携を的確に図ります。



(3) 基本的な取組

いじめの防止に向けて、次のことを組織的・計画的に実行します。

① いじめの未然防止のための取組

- ・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- 生徒自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援します。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。

② いじめの早期発見のための取組

- 日頃より生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにします。また、情報はすみやかに全職員で共有します。
- いじめ解決一斉キャンペーンやアンケート調査、教育相談の実施により、生徒が悩んでいることを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

③ 発見したいじめに対する対処

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- 被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。
- ・加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、 保護者と密に連携し、状況に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談通報し、連携をして対応します。

(4)年間計画

[いじめ防止対策委員会]

- ・定例会を月1回開催します。※運営委員会開催日
- ・いじめ事案発生時には、緊急に開催します。

[主な取組]

・年間計画は次の通りです。

	児童生徒・学校	保護者•地域
4月	いじめ防止委員会の設置 教育相談(年度初め) 携帯マナー教室(山手警察と連携)	授業参観・学校説明会 「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	いじめ早期発見のためのアンケート	2中4小 学校運営協議会
6月	YP アセスメント(1回目) 小中ブロック子ども会議	授業参観・懇談会
7月		三者面談(1回目)学校・家庭・地域連絡協議会2中4小 地区懇談会
8月	児童支援生徒指導専任教諭夏季研修会 教育相談(夏休み明け) 中区子ども会議 中区交流会	
9月		
10月	前期振り返りアンケート	授業参観・懇談会
11月		三者面談(3年2回目)
12月	いじめ解決一斉キャンペーンアンケート	三者面談(1、2年2回目 3年3回目)
1月	教育相談(冬休み明け)	
2月	YP アセスメント(2回目)	授業参観・懇談会
3月	小中学校による新入生情報交換 後期振り返りアンケート	

2 その他

このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していきます。